

米代川水系河川整備計画（大臣管理区間）
の策定に係る意見について

平成17年 1月 26日

国土交通省東北地方整備局

目 次

1 . 意見聴取結果

2 . 整備計画に関する意見等

2 - 1 計画の基本的考え方に関する意見

- 2.1.1 整備計画の期間30年は長いのでは。5年、10年単位の計画とすべき。
- 2.1.2 米代川水系にある各支流の河川整備も実施して頂きたい。

2 - 2 整備の目標に関する意見

- 2.2.1 整備の目標に関して「家屋等への浸水被害を防止する」との表現については、「等」があれば農産物も含まれると誤解されるため、「等」の削除が望ましい。
- 2.2.2 基本方針では二ツ井地点8,200m³/sが河道整備目標としており、整備計画では7,100m³/sが河道目標流量となっているが、整備計画では基本方針との関係が明記されていないため、明記が必要である。
- 2.2.3 洪水を予防する安全な河川を作ってほしい。

2 - 3 整備の実施に関する意見

- 2.3.1 藤琴川の本川合流部左岸は無堤部であり、田圃が冠水するため築堤してほしい。
- 2.3.2 防災ステーションは川の駅として地域のみんなが利用できるような計画とすべきである。
- 2.3.3 米代川距離標44.8k付近は、河床材料で築堤された経緯があることから、漏水の原因となるのではないか。
- 2.3.4 本川の水位上昇に伴い支川（山田川）があふれる箇所（真中地内）がある。どのような整備となるのか。
- 2.3.5 真中地区の氾濫箇所は、田圃の氾濫ではあるが地域の経済活動上、重要であると思うので整備を急いでほしい。
- 2.3.6 河川空間の利用・河川敷の利用として、防災用ヘリコプターの離着陸場や自然観察施設などに活用してはどうか。
- 2.3.7 森吉ダムが普段水を流さないために小又川が環境悪化しているので、森吉山ダムに期待している。
- 2.3.8 多自然型川づくりにおいて、現況の自然環境について、魚類や河岸植生等の多様な河川環境を呈している旨表記すべきである。
- 2.3.9 人が川に近づきやすい場所の整備をしてほしい。

- 2.3.10 魚の産卵場所を確保するため、キャタピラでの河床のかきおこし等川へ人が手を加えることが必要になってきている。
- 2.3.11 多自然型の川づくりを実施する際は、出来るだけいろいろな人の意見を聞いて実施してほしい。
- 2.3.12 子供たちに自然を残してほしい。
- 2.3.13 昔のように川で泳いだり、水辺で遊べるイベントが欲しい。
- 2.3.14 7～8年前にハザードマップを作成したが、作成から年月が経過しており各家々ではどこにあるのか分からなくなっている場合もあるので、その後のフォローアップが必要である。
- 2.3.15 不法投棄発見時の連絡先等を本文に明記してほしい。
- 2.3.16 流域の住民、自治会、職場、学校等を取り込み、米代川を汚さない、大切にその心を主眼としたプロジェクトの立ち上げができないか。
- 2.3.17 増水時の後に必ずゴミの山が残るが、8～9割が萱等であり、これを集積して運ぶのは大変であり、消防署の許可を得て焼却処分してはどうか。
- 2.3.18 地区毎に川を見守る人を任命するのもよい。
- 2.3.19 きれいな水質の維持を目標に、河川内のゴミ処理や水質検査の継続を望む。
- 2.3.20 川については災害や事故のニュースが多く怖いイメージが強いため、川の安全性や交流の場としての役割をもっとアピールすべき。
- 2.3.21 子供たちが自然を享受でき、自然から様々な事を学ぶ環境教育が重要であり、そのフィールドとして米代川が重要な役割を果たすので、環境教育のバックアップをして欲しい。
- 2.3.22 下水道の整備・利用が少ないのではないかと。もっと利用してもらおうよう沿川市町村に働きかけるべき。
- 2.3.23 水質に関しては、ハード的対策により効果が現れているが、最近、水質事故が非常に増えており地域住民や企業の方々の意識の問題が非常に大きいことから、水質事故の防止を図るソフト対策が重要と思われる。
- 2.3.24 ダム放流について、田圃作業等への適切な情報提供が出来ないか。
- 2.3.25 洪水の時は出来るだけ貯め込むダム操作を望む。
- 2.3.26 台風21号では、雨がやんでから急に水位が上昇した感じだった。河川の情報や河川の近くで耕作している人に連絡できないものか。
- 2.3.27 洪水時の予報や警報の伝達システムの整備を望む。
- 2.3.28 今後の河川事業実施にあたっては、様々な分野からなる河川アドバイザーから意見を伺い、事業等に反映させるためのアドバイザー制度を設置が必要である。
- 2.3.29 事業実施に関しては、地域住民と協議して実施するプロセスが必要と思われ、過大の設備投資の防止等に対して利点があるのではないかと。
- 2.3.30 地域連携は重要であるから、国と地域の連携方策を具体的に載せた方がよい。
- 2.3.31 災害時の役割分担として、公助、共助、自助の分担があるが、市町村としての役割の中で特に地域住民との関係の在り方については、国がもう少し関与して市町村と住民との関係構築のための支援を実施すべきである。

- 2.3.32 これからの川づくりには「公」「私」「共」「協」による川づくりが必要と思われる。
- 2.3.33 これからの川づくりにあたっては、管理者だけでなく様々な人々との連携により実施して欲しい。
- 2.3.34 実行型の計画としてほしい。
- 2.3.35 治水・利水・環境を同時に進めるのは無理を強いられる可能性があるため、優先順位を決め着実に進めてもらいたい。
- 2.3.36 計画段階で情報開示を進め、地域住民の意見を反映してほしい。

3 整備計画に関する疑問・質問

- 3.1.1 ダムが出来ると水量等環境に変化が生じるのではないかと。
- 3.1.2 水質を保持する上で、国と自治体との関わりはどうなっているのか。
- 3.1.3 本整備計画の総予算はどの位か。
- 3.1.4 無線等に頼ることなく、テレ化された観測所を1回/年は見てほしい。
- 3.1.5 樹木管理（伐採後）の有効利用として、チップ化したらよいのでは。後日出張所へ相談に行きたい。
- 3.1.6 扇田橋～真中新橋の区間は川の中に樹木が繁茂している。樹木の伐採はいつから実施しているのか。
- 3.1.7 堤内地に畑等の耕作地が見られるが、民有地がまだ残っているのか。
- 3.1.8 桜などの木を堤防に植えてはダメと聞いているが、桜つつみとはどういうことか。

4 その他

- 4.1.1 米代川の年度予算は道路に比べて非常に少ないがなぜ少ないのか。
- 4.1.2 S47.7月洪水により被害を受けてから堤防が完成するまで30年を要した。もっと早くできないものか。
- 4.1.3 藤琴川はダムが出来てから川の中に木が繁茂している。県への指導等願います。
- 4.1.4 藤琴川でS47.7月洪水直前に出来た堤防は石等で出来ている。調査してきちんとした堤防としてほしい。
- 4.1.5 地区で河川敷占用をしているが、占用料の基準を教えてください。占用料が高いのでどうにかならないか。
- 4.1.6 岩瀬川合流点～下流の右岸寄りに3日に1回の頻度で泡が流れている。原因は何か。
- 4.1.7 台風21号では旧小猿部川が1m位急に水位上昇した感じを受けた。ダムの放流が原因ではないか。
- 4.1.8 台風21号で岩瀬川合流点付近の田圃が浸水し水路が崩壊した。民有地の水路ではあるが、国道7号の排水も入っていることから補修にあたって何らかの手だてがないものか。
- 4.1.9 堤防除草は全て刈り取るのではなく、美しい草花は残すようにできないか。
- 4.1.10 大館地区に河川公園の計画はあるのか。

- 4.1.11 県管理区間ではあるが、大滝温泉付近は無堤部であり台風21号の時も避難実績がある。一般的にどのような対処方法があるものか。
- 4.1.12 河川敷内の清掃等はボランティア等に頼むのではなく、管理者自ら実施する努力が必要。
- 4.1.13 「動植物環境」という表現は「動植物の生息・生育環境」という方が良い。
- 4.1.14 「水防活動の充実」は「水防活動への支援強化」が適切。
- 4.1.15 「河道掘削」という表現は、米代川での掘削形状を考慮すると適当でないのではないか。
- 4.1.16 自然環境の概要で、魚類について記載されているが、表現方法について修正した方がよい箇所が見受けられる。

1 . 意見聴取結果

平成14年4月4日に国土交通大臣により米代川水系河川整備基本方針が策定され、これを受けて、東北地方整備局は米代川水系河川整備計画（大臣管理区間）を策定することとしています。

策定にあたっては、学識経験者の意見を聴くために、平成14年9月18日に米代川流域委員会を設置し、これまで6回の委員会を開催しました。

一方、流域住民の意見を反映するために、平成16年11月10日に米代川水系河川整備計画(大臣管理区間)素案を発表し、沿川市町村の窓口に閲覧コーナーを設置し意見の募集やハガキ・インターネットによる意見募集を行いました。

さらに、沿川市町村の5地区で公聴会を開催する等、様々な手法を用いて流域住民の皆さんから意見を伺いました。（表 - 1、図 - 1）

表 - 1 意見聴取結果

	手 段	実 施 日	聴取結果
流域 委員 会	流域委員会開催	H14. 9. 18	6回開催 委員24名 延べ101名出席
		H14. 12. 11	
		H15. 3. 11	
		H15. 7. 8	
		H15. 11. 26	
		H16. 11. 10	
住 民 意 見	ハガキ	H16.11.10 ~ 12.15	11通
	インターネット	H16.11.10 ~ 12.10	2通
	閲覧コーナー開設	H16.11.10 ~ 12.10	6通 8ヶ所 (2市5町・能代河川国道事務所)
	公聴会	H16.11.12 ~ 11.17	5地区 参加者166名

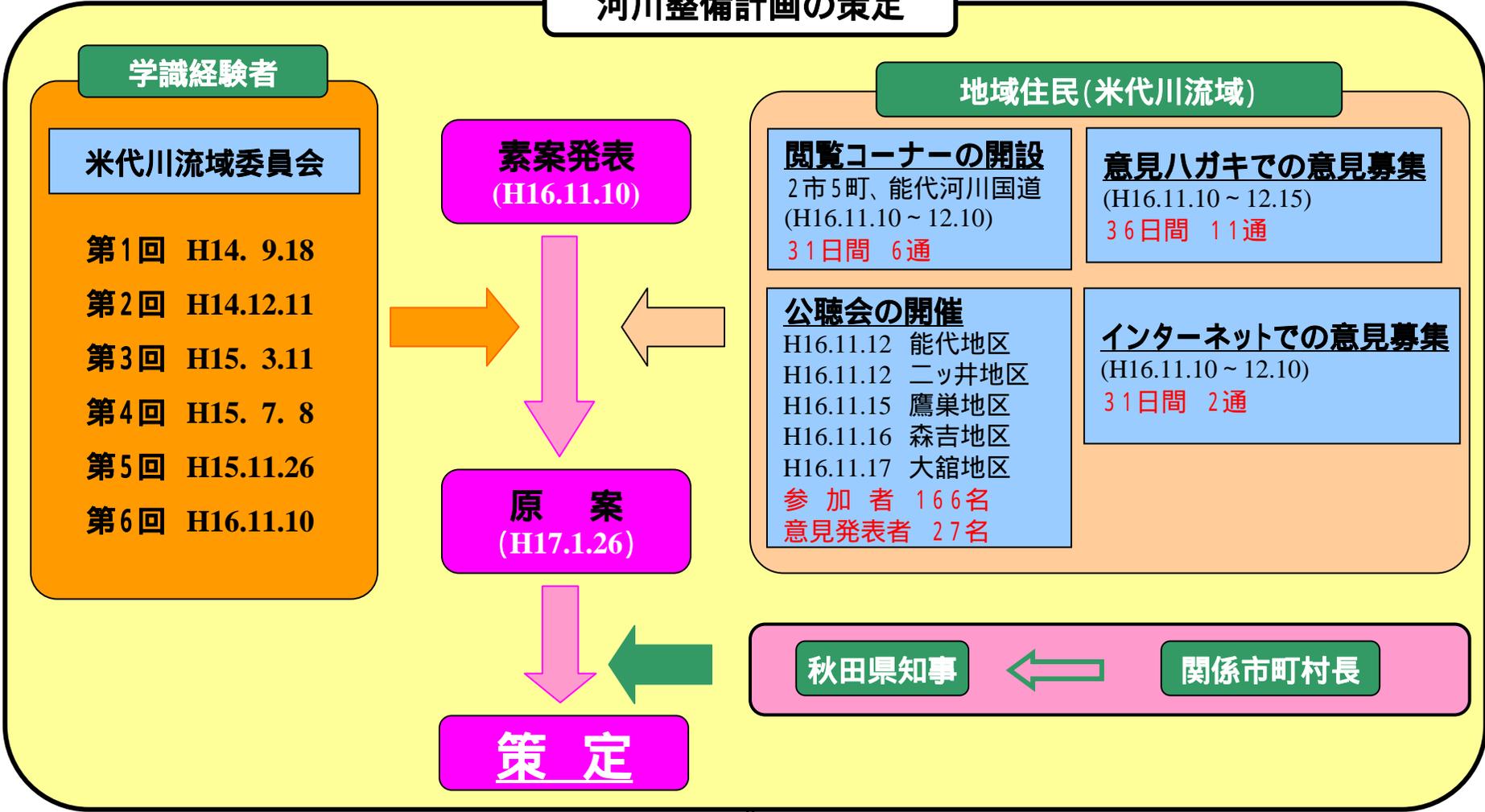
次頁以降に、皆様からいただいたご意見に対してその対応をご説明します。
なお、河川整備計画（素案）に記述済みの施策・事業に関するご意見なども含まれていましたので、改めて取り組み状況をご説明します。

米代川水系河川整備計画づくり【大臣管理区間】

米代川水系河川整備基本方針決定 (H14.4月)



河川整備計画の策定



2 . 整備計画に関する意見等

2 - 1 計画の基本的考え方に関する意見

2.1.1 整備計画の期間30年は長いのでは。5年、10年単位の計画とすべき。

整備計画は「米代川水系河川整備基本方針」に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間を概ね30年としているところです。

なお、整備計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後の状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

(P 2)

2.1.2 米代川水系にある各支流の河川整備も実施して頂きたい。

整備計画の計画対象圏域は、直轄管理区間及び、これと関連する地域としたため、各支流は対象に入っていません。

支流の多くを管理している秋田県では、米代川流域を鹿角、北秋田、山本の3圏域に分類し、それぞれの河川整備計画を検討しており、鹿角圏域については、平成15年度に計画を決定しています。

(P 1)

2 - 2 整備の目標に関する意見

2.2.1 整備の目標に関して「家屋等への浸水被害を防止する」との表現については、「等」があれば農産物も含まれると誤解されるため、「等」の削除が望ましい。

本整備計画は、治水として「戦後最大洪水と同規模の洪水が再び発生した場合に想定される家屋への浸水被害の防止」を第一義的な目標として掲げておりますので、「家屋への浸水被害を防止する」という表現にします。

(P 40)

2.2.2 基本方針では二ツ井地点8,200m³/sが河道整備目標としており、整備計画では7,100m³/sが河道整備目標流量となっているが、整備計画では基本方針との関係が明記されていないため、明記が必要である。

米代川水系河川整備基本方針における河道対象流量(計画高水流量)について明示します。

(P 40)

2.2.3 洪水を予防する安全な河川を作ってほしい。

安全な河川を目指し「戦後最大洪水と同規模の洪水が発生した場合に想定される家屋への浸水被害の防止」を目標として、堤防整備や河道掘削、森吉山ダムの建設などを進める一方、日頃の河川巡視や管理施設の管理、地域に暮らす人々への意識啓発などの充実を図り、安全・安心の川づくりを目指します。

(P 40,48)

2 - 3 整備の実施に関する意見

2.3.1 藤琴川の本川合流部左岸は無堤部であり、田圃が冠水するため築堤してほしい。

整備計画では、「戦後最大洪水と同規模の洪水が再び発生した場合に想定される家屋への浸水被害の防止」を目標としており、家屋被害の防止を優先して実施するため家屋被害が発生しない地区については、整備対象とはなっておりません。

(P 40)

2.3.2 防災ステーションは川の駅として地域のみんが利用できるような計画とすべきである。

河川防災ステーションは、洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害時の緊急復旧活動の拠点として整備をはかるものであり、市町村等が水防活動を円滑に行う拠点としての水防センターと位置、規模等の調整が図られることが望まれます。

河川防災ステーションの整備にあたっては、洪水時はもちろん平常時の活用についても、関係市町村と連携し進めてまいります。

(P 60)

2.3.3 米代川距離標 44.8k 付近は、河床材料で築堤された経緯があることから、漏水の原因となるのではないか。

米代川44.8k左岸の堤防については、昭和43～46年に築堤された堤防であり、これまで漏水実績のない堤防ですが、米代川の堤防及び基礎地盤については、点検作業を進め脆弱な箇所強化対策を推進します。

(P 58)

2.3.4 本川の水位上昇に伴い支川（山田川）があふれる箇所（真中地内）がある。どのような整備となるのか。

整備計画では、「戦後最大洪水と同規模の洪水が再び発生した場合に想定される家屋への浸水被害の防止」を目標としており、家屋被害の防止を優先して実施するため家屋被害が発生しない地区については、整備対象とはなっておりません。

(P 40)

2.3.5 真中地区の氾濫箇所は、田圃の氾濫ではあるが地域の経済活動上、重要であると思うので整備を急いでほしい。

整備計画では、「戦後最大洪水と同規模の洪水が再び発生した場合に想定される家屋への浸水被害の防止」を目標としており、家屋被害の防止を優先して実施するため家屋被害が発生しない地区については、整備対象とはなっておりません。

(P 40)

2.3.6 河川空間の利用・河川敷の利用として、防災用ヘリコプターの離着陸場や自然観察施設などに活用してはどうか。

河川空間の利活用に関しては、ニーズの把握を十分行い、関係市町村との連携による整備を実施します。

(P 77)

2.3.7 森吉ダムが普段水を流さないために小又川が環境悪化しているのを、森吉山ダムに期待している。

森吉山ダムでは、米代川本川や阿仁川に対して流水を補給し、流水の正常な機能の維持に努めます。これにより、小又川（ダム直下）では、常に $3 \text{ m}^3 / \text{ s}$ 以上の流水があります。

(P 45,55)

- 2.3.8 多自然型川づくりにおいて、現況の自然環境について、魚類や河岸植生等の多様な河川環境を呈している旨表記すべきである。

本章は河川整備の実施に関する事項について述べるもので、多自然型川づくりの実施事項について記載してまいります。米代川の動植物の生息・生育については、第2章2.3自然環境で既に記載してまいります。

(P 14,15,16,62)

- 2.3.9 人が川に近づきやすい場所の整備をしてほしい。

利用者の多い場所においては、親水性を高め、川にアクセスしやすいよう整備を行います。また、利用者の自己責任による安全確保と併せて安全利用点検を実施し、情報提供も実施します。

(P 65,77)

- 2.3.10 魚の産卵場所を確保するため、キャタピラでの河床のかきおこし等川へ人が手を加えることが必要になってきている。

米代川が現在有する良好な自然環境を保全するため、河川水辺の国勢調査や河川管理者による巡視、地域住民による水生生物調査などのモニタリングによって動植物の生息・生育状況に関する科学的なデータ収集を継続して行います。

これにより魚類等の産卵床についても、事態の把握に努めてまいります。

(P 88,89)

- 2.3.11 多自然型の川づくりを実施する際は、出来るだけいろいろな人の意見を聞いて実施してほしい。

河川工事の実施にあたっては、学識者の意見や地域住民の意向を踏まえ、可能な限り動植物の生息・生育環境に配慮した多自然型川づくりを推進します。

(P 62)

- 2.3.12 子供たちに自然を残してほしい。

米代川の河川整備状況や自然環境の現状等について広く情報提供し、地域の方々とともに米代川流域の良好な自然環境、景観、河川空間利用等、米代川の自然、文化、歴史と調和した整備を図り、次世代に引き継ぐ川づくりを行います。

(P 22,64)

2.3.13 昔のように川で泳いだり、水辺で遊べるイベントが欲しい。

利用者の多い場所においては、親水性を高め、川にアクセスしやすいよう整備を行います。また、河川愛護をはじめとするイベントに等については、必要に応じて支援を行います。

(P 65)

2.3.14 7～8年前にハザードマップを作成したが、作成から年月が経過しており各家々ではどこにあるのか分からなくなっている場合もあるので、その後のフォローアップが必要である。

洪水ハザードマップは、市町村が主体となって作成・公表等を行っており、河川管理者はこれを支援しています。「災害の発生の防止」の観点から、市町村や地域住民等との連携を強化し、洪水ハザードマップの普及を支援してまいります。

(P 83)

2.3.15 不法投棄発見時の連絡先等を本文に明記してほしい。

不法投棄発見時は、最寄りの出張所又は能代河川国道事務所へ御連絡下さい。

連絡先は本文「6.3 河川の維持管理の目的、種類及び施行の場所」P 78に記載しています。

(P 78)

2.3.16 流域の住民、自治会、職場、学校等を取り込み、米代川を汚さない、大切にその心を主眼としたプロジェクトの立ち上げができないか。

水質汚濁対策や河川愛護については、地域住民の方々と関係機関との連携による取り組みが必要不可欠であり、能代市をはじめとする沿川市町村では、住民による米代川のクリーンアップが行われるとともに、小・中学校では水生生物による水質調査なども実施されています。

(P 39,80,81,90)

2.3.17 増水時の後に必ずゴミの山が残るが、8～9割が萱等であり、これを集積して運ぶのは大変であり、消防署の許可を得て焼却処分してはどうか。

洪水後の塵芥処理については法律や条令にもとづき処分しています。河川清掃については、河川に対する愛着を育み、生活に潤いを与える活動として引き続き地域住民の方々のご協力をお願いします。

(P 21)

2.3.18 地区毎に川を見守る人を任命するのもよい。

定期的な河川巡視や河川情報カメラによる状況把握と併せ、地域の方々から河川愛護モニターを募り定期的に河川の状況について報告して頂いています。

(P 24,69,70)

2.3.19 きれいな水質の維持を目標に、河川内のゴミ処理や水質検査の継続を望む。

河川空間の利用は地域住民の河川に対する愛着を育み、生活に潤いを与えることから、河川愛護モニターからの情報収集とともに、河川清掃及び河川愛護活動を引き続き推進します。また、水質調査についても継続して状況把握に努めていきます。

(P 24,81,86)

2.3.20 川については災害や事故のニュースが多く怖いイメージが強いため、川の安全性や交流の場としての役割をもっとアピールすべき。

利用者の多い場所においては、親水性を高め、川にアクセスしやすいよう整備を行います。また、安全利用点検を実施し、危険箇所の抽出等に努めるとともに、交流の場や学習の場としての活動状況とともに、これらの情報提供を実施します。

(P 65,77)

2.3.21 子供たちが自然を享受でき、自然から様々な事を学ぶ環境教育が重要であり、そのフィールドとして米代川が重要な役割を果たすので、環境教育のバックアップをして欲しい。

河川の持つ様々な機能を活かし、川が身近な遊び場、教育の場となるような水辺の整備を、関係機関と連携して実施します。

また、河川学習の指導者となる人材の育成、学習素材の提供等についても支援を行います。

(P 80)

2.3.22 下水道の整備・利用が少ないのではないかと。もっと利用してもらうよう沿川市町村に働きかけるべき。

米代川の水質を保全するうえで、汚濁負荷の軽減を図ることが重要であると考えています。米代川流域の下水道等の汚水処理普及率は平成16年3月31日現在、大館市が43%、鷹巣町が41%、能代市が60%となっておりますが、さらなる普及に向け整備を推進すると聞いております。

(P 46)

2.3.23 水質に関しては、ハード的対策により効果が現れているが、最近、水質事故が非常に増えており地域住民や企業の方々の意識の問題が非常に大きいことから、水質事故の防止を図るソフト対策が重要と思われる。

水質汚濁対策として「住民への広報等の充実により家庭からの生活排水等による水質汚濁対策に対する意識の啓発」という表現について「住民や事業所への広報等により、生活排水や水質事故等による水質汚濁対策に対する意識の啓発」とします。

(P 85)

2.3.24 ダム放流について、田圃作業等への適切な情報提供が出来ないか。

ダムの放流警報等は、各ダムにおいて放流により影響を受けると認められる範囲についてダム放流警報設備を設置し実施しております。今後、必要に応じてダム放流警報装置のスピーカー等を活用した情報提供に努めてまいります。

(P 86,87)

2.3.25 洪水の時は出来るだけ貯め込むダム操作を望む。

ダムの操作は、今後の状況変化や新たな知見、技術の進捗等も勘案しつつ、「操作規則」を定めて適切に実施してまいります。

2.3.26 台風21号では、雨がやんでから急に水位が上昇した感じだった。河川の情報や河川の近くで耕作している人に連絡できないものか。

沿川の広い範囲に連絡することは、効率性、経済性の観点から困難であり、大臣管理区間の河川情報については能代河川国道事務所のホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>)や携帯電話によるウェブサイト(<http://i.river.go.jp/>)で状況確認をお願いします。

(P 86,87)

2.3.27 洪水時の予報や警報の伝達システムの整備を望む。

洪水時の予警報については、秋田地方気象台と共同で洪水予報の発令とともに関係機関に伝達を実施しております。洪水時の予警報については、テレビやラジオによる放送のほか、市町村の防災担当窓口への問い合わせ等により確認することが出来ます。

なお、避難・警戒等の災害対処には、住民のみなさんが近隣の人、消防団（水防団）と連携し被害を最小限にとどめるよう日頃から地域コミュニティを大切にすることが重要です。

(P 75,82,86,87)

- 2.3.28 今後の河川事業実施にあたっては、様々な分野からなる河川アドバイザーから意見を伺い、事業等に反映させるためのアドバイザー制度を設置が必要である。

河川整備やダム建設等に当たっては、関係住民等の意向を十分配慮・尊重し、国、県、関係市町村と連携してまいります。

また、必要に応じて各専門分野の学識経験者からの助言・意見を頂きながら事業を進めてまいります。(P 55,62,88)

- 2.3.29 事業実施に関しては、地域住民と協議して実施するプロセスが必要と思われ、過大の設備投資の防止等に対して利点があるのではないか。

河川整備やダム建設等に当たっては、関係住民等の意向を十分配慮・尊重し、国、県、関係市町村と連携しつつ実施してまいります。(P 55,62)

- 2.3.30 地域連携は重要であるから、国と地域の連携方策を具体的に載せた方が良い。

「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、市民団体等と行政は、双方の特徴を最大限に活かし、それぞれの役割分担を明確にし、双方が責任をもってその役割を果たすことが連携の基本となります。市民団体等の活動の内容や状況及び団体規模等においても多種多様であり、連携実施事項は異なるため、具体的な方策については明記しておりませんが、今後連携内容を充実してまいります。(P 39,90)

- 2.3.31 災害時の役割分担として、公助、共助、自助の分担があるが、市町村としての役割の中で特に地域住民との関係の在り方については、国がもう少し関与して市町村と住民との関係構築のための支援を実施すべきである。

災害時はもとより平常時においても、地域住民や自治会、自治体・国、ボランティア・NPO等の連携が必要不可欠であり、国の果たす役割は大きいという認識のもと住民参加と地域連携による川づくりに取り組んでいます。

(P 90)

- 2.3.32 これからの川づくりには「公」「私」「共」「協」による川づくりが必要と思われる。

- 2.3.33 これからの川づくりにあたっては、管理者だけでなく様々な人々との連携により実施して欲しい。

これからの川づくりには「公(行政)」「私(地域住民)」「共(自治会、町内会)」に加えて「協(ボランティア、NPO)」の4者による連携が重要となり、整備計画を推進するためにはハード(テクノロジー)ソフト(システム)ハート(意識・心)の三位一体による観点が必要となるため、住民参加と地域連携による川づくりに取り組んでいきます。

(P 90)

2.3.34 実行型の計画としてほしい。

整備計画は、「米代川水系河川整備基本方針」に基づいた河川整備の当面の目標や実施事項を示すものであり、その対象期間を概ね30年としているところです。

なお、整備計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後の状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととしています。

(P 2,91)

2.3.35 治水・利水・環境を同時に進めるのは無理を強いられる可能性があるため、優先順位を決め着実に進めてもらいたい。

河川整備計画は今後の米代川の整備について具体的に示す法定計画として、河川法の三つの目的である「治水による災害発生の防止」「河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」が総合的に達成できるように定めております。

(P 1)

2.3.36 計画段階で情報開示を進め、地域住民の意見を反映してほしい。

河川整備計画の策定にあたっては、関係住民等の意向を十分配慮・尊重し、国、県、関係市町村と連携してまいります。

(P 39,90)

3 . 整備計画に関する疑問・質問

3.1.1 ダムが出来ると水量等環境に変化が生じるのではないか。

森吉山ダムでは流水の正常な機能の維持のための容量を設けています。水量の多いときにダムに貯めた水を川の水量が少なくなった時にダムから補給することにより、10年に1回程度起こりうる渇水時においても米代川本川で42m³/s(二ツ井地点)、阿仁川で9 m³/s(米内沢地点)以上の流量を安定的に確保することが可能となります。

また、森吉山ダム建設にあたっては、周辺の豊かで恵まれた自然環境を有する地域特性に配慮し、学識経験者等の方々からなる「エコダム検討会」を設置し、自然環境や景観に配慮したダムづくりを目指しています。

(P 45,55)

3.1.2 水質を保持する上で、国と自治体との関わりはどうなっているのか。

米代川の水質保全のために「米代川水系水質汚濁対策連絡協議会」において、国・県・市町村が連携して水質汚濁対策を実施しています。また、森吉山ダムでは、渇水時に流水を補給することにより良好な水質の維持に寄与します。米代川の水質についても観測を継続的に実施し、水質の把握とともに情報の提供についても実施します。

(P 55,85,86)

3.1.3 本整備計画の総予算はどの位か。

本河川整備計画は、予算を確定するための計画とはなっておりません。

(P 2)

3.1.4 無線等に頼ることなく、テレ化された観測所を1回/年は見てほしい。

観測所については、毎月1回または2ヶ月に1回程度、定期的に機械の状態をチェックするための保守点検等を実施し、観測精度の確保や欠測回避に向けた取り組みを実施しております。

(P 67)

3.1.5 樹木管理(伐採後)の有効利用として、チップ化したらよいのでは。後日出張所へ相談に行きたい。

伐採後の樹木については資源ととらえ、有効活用やリサイクルの観点より、積極的な活用に取り組んでいかなければなりません。そのため、事例の収集や地域の要望や需要等から有効活用に取り組んでいきます。

(P 71)

3.1.6 扇田橋～真中新橋の区間は川の中に樹木が繁茂している。樹木の伐採はいつから実施しているのか。

河道内樹木の伐採については、昭和40年後半～平成5年頃にかけて実施されてきた経緯があり、今後も適正な樹木管理が必要となります。

3.1.7 堤内地に畑等の耕作地が見られるが、民有地がまだ残っているのか。

河道内民地は存在しております。

3.1.8 桜などの木を堤防に植えてはダメと聞いているが、桜づつみとはどういうことか。

桜づつみモデル事業とは、特に周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関連から河川の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る必要のある一定区間を認定し、堤防を強化するとともに桜等を植樹して積極的に良好な水辺空間の形成を図るものです。事業に当たっては、必要な用地が市町村等によって確保されることが前提で、河川管理者が堤防の側帯の整備を実施し、市町村長が植樹やその他の施設整備を行います。

よって、堤防として必要な断面形状以外の箇所に、桜等の植栽を実施するため堤防機能を損なうものではありません。

米代川では、能代市中川原地区、二ツ井町二ツ井地区、田代町外川原地区に桜づつみがありますが、今後の整備については市町村と連携して整備を進めます。

注：側帯・・・堤防を安定させるためまたは非常用の土砂などを備蓄したり環境を保全するために堤防に沿って土砂を積んだもの

(P 66)

4 . その他

4.1.1 米代川の年度予算は道路に比べて非常に少ないがなぜ少ないのか。

治水事業と道路事業は、その内容が異なるため単純な比較は困難です。それぞれの目標を達成するための事業を実施していることをご理解下さい。

(河川法)

第1条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路法)

第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

4.1.2 S47.7月洪水により被害を受けてから堤防が完成するまで30年を要した。もっと早くできないものか。

河道整備については上下流及び左右岸のバランスを取りながら進めていく必要があり、また多くの用地補償や他事業との調整が伴うことから、堤防完成まで30年を要したことをご理解下さい。

4.1.3 藤琴川はダムが出来てから川の中に木が繁茂している。県への指導等願います。

本整備計画は大臣管理区間を対象としており、県管理区間に関しては県が定めることとなっております。藤琴川の河道内樹木の繁茂については、その旨県に連絡します。

4.1.4 藤琴川でS47.7月洪水直前に出来た堤防は石等で出来ている。調査してきちんとした堤防としてほしい。

本整備計画は大臣管理区間を対象としており、県管理区間に関しては県が定めることとなっております。ご指摘の藤琴川の箇所につきましては、県管理区間となっているため、その旨県に連絡します。

4.1.5 地区で河川敷占用をしているが、占用料の基準を教えてください。占用料が高いのでどうにかならないか。

河川敷の占用については、出張所を窓口として占用手続を行っていますが、占用料等の徴収については各都道府県の所管業務となっております。占用料については、面積あたりの占用料が決められており、それに基づき算定された占用料となっております。

4.1.6 岩瀬川合流点～下流の右岸寄りに3日に1回の頻度で泡が流れている。原因は何か

能代河川国道事務所では、週3回河川巡視を行っていますが、質問されたような現象を確認することは出来ませんでした。

今後とも河川巡視と併せ情報把握に努めて参りますが、異常発見時の情報提供をお願いいたします。

(P 69,70)

4.1.7 台風21号では旧小猿部川が1m位急に水位上昇した感じを受けた。ダムが放流が原因ではないか。

旧小猿部川にはダムがありません。なお、台風21号による大雨により小猿部川の脇神水位観測所で1時間最大0.42m(9/30,11時)の水位上昇が記録され、旧小猿部川が合流する米代川の坊沢水位観測所においても1時間最大0.57m(9/30,14時)となっております。

4.1.8 台風21号で岩瀬川合流点付近の田圃が浸水し水路が崩壊した。民有地の水路ではあるが、国道7号の排水も入っていることから補修にあたって何らかの手だてがないものか。

現地確認の結果、当該箇所は国土交通省の管理区間となっております。

また、国道7号の排水も入っておりません。

4.1.9 堤防除草は全て刈り取るのではなく、美しい草花は残すようにできないか。

堤防除草は、洪水を安全に流すための河川堤防が常にその機能を発揮できるように、また良好な維持管理が行えるように実施するものです。

そのため、施設の管理や環境保全の観点から必要な範囲のみを実施していますので、現地把握させて頂き、対応について調整致します。

(P 67)

4.1.10 大館地区に河川公園の計画はあるのか。

河川公園の計画は各市町村で計画されますが、大館地区としては比内町の扇田橋周辺の左岸で計画されており、現在比内町と調整中です。

4.1.11 県管理区間ではあるが、大滝温泉付近は無堤部であり台風21号の時も避難実績がある。一般的にどのような対処方法があるものか。

現場条件等により異なりますが、本整備計画における治水に関する整備として記載されているとおり、ハード対策として築堤や河道掘削、ダム等の洪水調節施設の建設、堤防の強化、内水対策の実施の他、宅地嵩上げ等があります。ソフト対策としては、水防活動の充実、洪水ハザードマップの作成支援、情報の把握と提供等があります。

(P 48,73,83,86,87)

4.1.12 河川敷内の清掃等はボランティア等に頼むのではなく、管理者自ら実施する努力が必要。

管理者による河川清掃は可能な限り実施していきませんが、膨大なゴミの処理には労力と費用が必要なため管理者だけでは限界があります。

また、河川空間の利用は地域住民の河川に対する愛着を育み生活に潤いを与えることから、河川愛護モニターからの情報収集をもとに河川清掃及び河川愛護活動を引き続き推進します。

(P 24,81,90)

4.1.13 「動植物環境」という表現は「動植物の生息・生育環境」という方が良い。

「動植物の生息・生育環境」にします。

(P 46)

4.1.14 「水防活動の充実」は「水防活動への支援強化」が適切。

「水防活動への支援強化」にします。

(P 73)

4.1.15 「河道掘削」という表現は、米代川での掘削形状を考慮すると適当でないのではないか。

河道整備目標流量に対し、堤防整備が完了しているにもかかわらず、それ以下の流量で浸水が発生し家屋への被害が想定される区間において、河道の掘削により断面積を増大することで、目標流量を安全に流下させることが可能となることから、「河道掘削」という表現を使用しております。

(P 51)

4.1.16 自然環境の概要で、魚類について記載されているが、表現方法について修正した方がよい箇所が見受けられる。

米代川に遡上する魚類や、確認されている種数、絶滅のおそれのあるトミヨやギバチが確認されていることを盛り込みます。

(P 14)